

みんなで支える 国民健康保険

病気やけがのとき安心して医療を受けられるよう、全ての人は健康保険に加入することになっています。健康保険には、全国健康保険協会や、企業や業種単位で組織している健康保険組合などがあります。市が運営している国民健康保険（国保）もその一つ。加入者みんなの助け合いで成り立っている国保の制度についてお知らせします。担当は健康保険課。

1 届け出を忘れずに

就職や退職などの異動が多くなるこの時期。新たに国保に加入するときや、国保から他の健康保険に変わったときなどは、国保窓口への届け出が必要です。加入の届け出が遅れると、資格が発生した月までさかのぼって国保税が課税され、まとめて納めることになります。また、国保を抜ける届け出をしないと課税され続けますので、忘れずに届け出をしてください。届け出に必要な書類など、詳しくは健康保険課給付係へお問い合わせください。

【国保窓口】健康保険課給付係、都南総合支所税務福祉係、玉山総合事務所健康福祉課、各支所

- 国保に加入するとき
 - ・職場の健康保険などの資格がなくなった
 - ・他の健康保険の被扶養者から外れた
 - ・生活保護を受けなくなった
 - 国保から抜けるとき
 - ・職場の健康保険などに加入した
 - ・他の健康保険の被扶養者に認められた
 - ・75歳未満で後期高齢者医療制度に変わった
- ☆転入・転出・出生・死亡に伴う国保の加入・脱退の手続きは、住民票や戸籍などの届け出後に市が行います

4 医療費が高額になったときの払い戻し（高額療養費）

1カ月に医療機関に支払った自己負担額が高額になった場合、申請により、一定の金額（負担限度額）を超えた分が高額療養費として払い戻されます。負担限度額は年齢や所得によって異なります（表1と表2のとおり）。また、限度額認定証※1を使った場合でも、世帯や入院・外来受診の合計が限度額を超えたときは、高額療養費の申請ができます。手続きは健康保険課給付係や都南総合支所税務福祉係、玉山総合事務所健康福祉課で受け付けます。領収書と保険証、世帯主の印鑑、銀行の口座番号が分かるものを持参し、受診から2年以内に申請してください。

※1 窓口で支払う負担額を自己負担限度額までで済むようにする証明書（70歳未満の人と70～74歳の住民税非課税世帯の人が対象）。医療機関への提示が必要です

★ 75歳になった月は自己負担限度額が2分の1に

- 次の場合、自己負担限度額は2分の1になります。
- ①国保加入者が月の途中で75歳になり後期高齢者医療制度へ移行した場合
 - ②他の健康保険加入者が月の途中で75歳になり後期高齢者医療制度へ移行したことにより、その被扶養者が国保に加入した場合

2 国保加入を事前受け付け

3月31日で他の健康保険の任意継続資格が満了し、4月から市の国保に加入する人は、事前に国保窓口で加入の届け出が可能です。届け出に必要な書類など、詳しくは健康保険課給付係へお問い合わせください。なお、この場合の保険証は4月4日(月)以降に順次郵送します。

【受付期間】
3月16日(金)～18日(金)・22日(火)・23日(水)の8時半～17時半、24日(木)・25日(金)・28日(月)～31日(木)の8時半～18時半
☆健康保険課と都南総合支所、玉山総合事務所は3月27日(日)の9時～17時も受け付けます

3 70～74歳の自己負担割合

70歳になった翌月（1日生まれの人はその月）から、医療機関を受診する際に、高齢受給者証の提示が必要になります（後期高齢者医療制度の加入者を除く）。高齢受給者証は、医療機関で支払う自己負担割合を示すものです。自己負担割合は、次のとおりです。

- 昭和19年4月1日以前に生まれた人
→1割負担
- 昭和19年4月2日以降に生まれた人
→2割負担
- 一定以上の所得がある人
→3割負担

高齢受給者証は、70歳になり高齢受給者となる人へ資格取得月の前月下旬に発送します。



高額療養費（払い戻される額）の計算
（1カ月に医療機関ごとに支払った自己負担額の合計★）－（表の限度額）
★70歳未満の場合、2万1000円を超えた額のみ合算します

表1 70歳未満の人の自己負担限度額（月額）

住民税の課税状況	総所得から基礎控除を引いた額	限度額（過去1年以内に3回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の限度額）
課税あり	901万円超※2	25万2600円＋[(10割相当医療費－84万2000円)×1%] (14万1000円)
	600万円超901万円以下	16万7400円＋[(10割相当医療費－55万8000円)×1%] (9万3000円)
	210万円超600万円以下	8万100円＋[(10割相当医療費－26万7000円)×1%] (4万4400円)
	210万円以下	5万7600円 (4万4400円)
非課税		3万5400円 (2万4600円)

※2 所得申告をしていない場合はこの額とみなされます

表2 高齢受給者証を持っている70～74歳の自己負担限度額（月額）

区分	個人ごとの外来限度額	世帯で入院・外来があり、合算する場合の負担限度額
一定以上所得者	4万4400円	8万100円＋[(10割相当医療費－26万7000円)×1%] (4万4400円※3)
一般	1万2000円	4万4400円
低所得者	II	2万4600円
	I	1万5000円

※3 過去1年以内に3回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の限度額
◆一定以上所得者：高齢受給者証の負担割合が3割の世帯の人
◆一般：一定以上所得者を除く住民税課税世帯の人
◆低所得者Ⅰ・Ⅱ：国保加入者全員と世帯主が住民税非課税で、かつ所得が0円（年金収入のみの人は年額が80万円以下）の場合は「低所得Ⅰ」に、それ以外の場合は「低所得Ⅱ」になります

限度額は市・県民税の申告所得によって決まるので、所得がない人も必ず申告してください

計算方法など、不明な点はお気軽にお問合せください



5 国保税を年金から天引きします

次の①～③の全てに該当する場合、国保税は世帯主の年金から天引き（特別徴収）になります。

- ①世帯主が国保加入者で、同じ世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満
- ②世帯主の年金が年額18万円以上
- ③世帯主の介護保険料と国保税の合計額が、年金受給額の2分の1以下

★ 4月からの年金天引きについて

国保税は、前年所得の確定後に計算し、7月中旬に決定されます。このため、4・6・8月には2月に天引きした額と同額を仮の税額として天引きします（仮徴収）。10・12・翌年2月には、決定した税額と仮徴収額との差額を3回に分けて天引きします（本徴収）。なお、新たに年金天引きの対象になる世帯には、表3のとおり事前に通知します。

表3 年金天引きの開始時期など

天引きの対象になった時期※	通知時期	開始時期
27年4月2日～27年10月1日	28年3月	28年4月
27年10月2日～27年12月1日	28年5月	28年6月
27年12月2日～28年2月1日	28年6月	28年8月

※世帯主の65歳到達や、転入などで国保の資格が新たに発生した時期

★ 世帯主が75歳になる場合の年金天引きの中止

27年度に年金天引きの対象になった世帯のうち、28年度中に世帯主が75歳で後期高齢者医療制度の加入者になる場合、28年4月以降は納税通知書や口座振替による納付（普通徴収）に変更します。対象になる世帯主には、7月中旬に納税通知書を送付するので、納付方法にご注意ください。

★ 口座振替に変更できます

年金天引きに代えて口座振替を希望する場合、利用している金融機関などで口座振替の申し込みをした上で、健康保険課へ「口座振替納付申出書」を提出してください。金融機関窓口での申し込みの際は通帳と銀行印が必要です。

世帯主が健康保険課で口座振替の申し込みをする場合は、本人のキャッシュカードのみで登録できるページー口座振替サービスを利用できます。詳しくは、健康保険課徴収係へお問い合わせください。

6 保険を使えない場合があります

★ 整骨院や接骨院での施術（柔道整復）

骨折や脱臼、打撲、捻挫、挫傷の場合に保険を使えますが、次の場合などは対象になりません。
○肩こりや腰痛などの筋肉疲労
○脳疾患後遺症などの慢性病
○神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなどからくる痛み
○整形外科や外科で治療中の部位

★ はり・きゅう・マッサージ

いずれも保険を使う場合は、あらかじめ医師の発行する同意書が必要です。はり・きゅうでは、神経痛やリウマチ性疾患、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症などの慢性的な痛みが主な症状の場合に保険を使えます。マッサージでは、筋麻痺や関節拘縮症など、医療上必要な場合に保険を使い、疲労回復などは対象外です。

国保税を適正に使用するため市が施術内容などを確認することがあります



▶ 訪問保健指導をしています

国保特定健診や人間ドックを受けた人、医療機関や整骨院へ通っている人などに、合併症予防のため訪問保健指導を実施。また、町内会などに出向いて医療費についての講話も行っています。詳しくは、健康保険課給付係へお問い合わせください。

▶ 生活習慣病予防のため特定保健指導に申し込みを！

国保加入者で特定健診の結果、生活習慣病の危険度が高く、生活習慣の改善で予防が期待できる人に特定保健指導「サンサンチャレンジ」利用券を送付します。生活改善や栄養・運動について専門スタッフが無料でアドバイス。利用券が届いた人は早めにお申し込みください。詳しくは、市保健所健康推進課☎603-8305へどうぞ。



生活習慣病を予防しましょう！

▶ 正しい計算のため申告を

国保税は前年の所得などを基に計算します。市・県民税の申告がないと、国保税の軽減や国保の高額療養費などを受けられないことがあります。前年の収入がない場合でも、無収入の申告をしましょう。

▶ 2月29日(月)は27年度の国保税の最終納期限です

事情があつて納期限までに納付ができなときは、健康保険課徴収係に早めにご相談ください。窓口のほか、電話でも相談できます。

▶ 軽減・減免制度があります

倒産や解雇、雇止めなどで失業した人で、雇用保険を受給している人は、国保税が軽減される場合があります。また、災害や病気・リストラによる失業などの理由で所得が減少し、国保税の納付や医療機関窓口での支払いが困難になったときは、減免する制度があります。詳しくは、健康保険課賦課係へどうぞ。

領収書は大切に保管を

施術を受けた際の領収書は必ず保管しましょう。市が送付する療養費通知とその内容を比較して不明な点がある場合は健康保険課給付係へお問い合わせください。

！ 還付金はATMで支払われません

高齢者などを狙った還付金詐欺が多発しています。電話で「医療費の還付金がある」と語り、コンビニなどのATMへ誘導し金を振り込ませる手口です。還付金がATMで支払われることは絶対にありません。不審な電話があつたら一人で悩まず、すぐに警察や市消費生活センター☎624-4111に相談してください。

問い合わせや届け出、相談は
健康保険課

国民健康保険窓口（市役所別館1階）

- ▶ 保険証・医療給付・訪問保健指導は……給付係☎613-8436
- ▶ 納税通知書・課税内容は……賦課係☎613-8437
- ▶ 国保税の納付・相談は……徴収係☎613-8438
- ▶ 特定健診は……業務係☎626-7527
- ▶ 市・県民税の申告は……市民税課☎613-8497・8498